

## 第2回 岡山県西部衛生施設組合新ごみ焼却施設事業者選定委員会 議事録

開催日時：令和3年5月17日（月）14：00～15：20

開催場所：里庄清掃工場 2階 研修室

### 1 開会

#### 【報告事項】

- 本日の会議は事前に委員長と事務局で協議し、非公開とする。
- 矢掛町の副町長辞職により、委員が1人欠となった。「委員会設置要綱」の第3条（4）にある「管理者が必要と認めるもの」として矢掛町長から推薦された安部総合政策監（矢掛町）が、4月19日、管理者から選定委員の委嘱を受けた。

### 2 委員長挨拶

事業者選定委員会委員長の川本教授から挨拶をいただいた。

### 3 自己紹介

委員名簿の順番に自己紹介を行った。あわせて、事務局の紹介を行った。

#### 【委員名簿】

川本 克也 教授（岡山大学学術研究院）

荒井 喜久雄 技術指導部長（公益社団法人全国都市清掃会議）※欠席

松浦 良彦 副市長（笠岡市）

猪原 慎太郎 副市長（井原市）

松田 勝久 副市長（浅口市）

内田 二三雄 副町長（里庄町）

安部 正和 総合政策監（矢掛町）

小田 幸裕 事務局長（岡山県西部衛生施設組合）

#### 4 (1) 基本計画の概要について

##### 【決定事項】

➤ 事務局案のとおり、本事業を進める。

##### 【質問・回答等】

委員：白煙防止装置を設置しない方針とのことだが、設置しない方針とした理由を説明願いたい。

事務局：白煙防止装置は、交付金の交付対象外設備であること、また、焼却等の処理によって発生する熱を利用するため発電量の低下につながることから設置しない方が経済的であるため、新ごみ焼却施設では設置しないこととしたい。この点については、令和3年8月の入札公告までに委員会にて決定いただきたい。

委員：第1回委員会にて、「余熱利用」ではなく「熱利用」という表現にしてはどうかとの意見があったが、本日の資料では「余熱利用」という表現になっている。修正は必要ないか。

事務局：修正する。

委員：第1回委員会にて、環境保全目標（排ガス基準値）の硫黄酸化物の法規制値については、K値=17.5では分かりにくいという意見があったが修正は必要ないか。

事務局：硫黄酸化物の法規制値としては、K値=17.5が正となるため「岡山県西部衛生施設組合新ごみ焼却施設整備基本計画 概要版」ではそのように記載しているが、地元用資料については換算値とし、理解いただきやすいように表現している。

#### 4 (2) 事業スケジュール（案）について

##### 【決定事項】

➤ 事業スケジュールについては事務局案のとおり、本事業を進める。

##### 【質問・回答等】

委員：対面的対話の具体的なスケジュール及びどのように実施するかについて説明願いたい。

事務局：対面的対話に係る質問は、入札公告から2、3か月後にプラントメーカーから提出いただくことを想定しており、対面的対話は提出された質問を整理、回答を作成した後に、提出いただいた質問の質疑回答を対面で行うものとなる。

委員：対面的対話は事業者が複数いる場合は一括で行うのか、別々で行うのか。

事務局：事業者別に行うことになる。

委員：議会で債務負担の承認（令和4年度～7年度）を7月に実施するようになっているが、組合議会の臨時議会を開催するということか。

事務局：お考えのとおりである。

委員：第3回委員会で落札者決定基準を定めるのか。

事務局：落札者決定基準は、第3回委員会で審議いただき、第4回委員会で決定することになる。

委員：第4回委員会の公告書類一式というのは、入札公告書類一式の審議を行うということか。

事務局：お考えのとおりである。

委員長：委員会に自治体から参加する場合には技術的な内容の理解を深めるために勉強会を行っている場合もあるが、そのような場を設けることは考えているか。

事務局：委員会前の事前説明や勉強会の開催等に行いたいと考えているが、スケジュール調整の点から難しいと考えている。

4 (3) 新ごみ焼却施設整備運営事業実施方針（案）について

【決定事項】

- 新ごみ焼却施設整備運営事業実施方針（案）は公表しない。第1回委員会議事録及び第2回委員会議事録に事業者の募集・選定スケジュールを付けたものを公表する。
- 実施方針に係る内容は、第3回委員会にて審議する。

【質問・回答等】

委員：実施方針（案）は委員会で審議した後に、公表するものか。

事務局：基本的にはお考えのとおりである。ただし、どのように公表するか、どの程度の内容を公表するのかを併せて審議いただきたい。

委員：地元雇用について、地元とは3市2町のことを指しているのか。

事務局：お考えのとおりである。

委員：新ごみ焼却施設の「処理手数料の収受」等の運営方針を委員会で決めるのか。

事務局：新ごみ焼却施設の運営の条件整理は、西部ブロック協議会幹事会で検討する。

委員：入札公告前に入札公告資料で条件明示する入札参加者の参加資格要件等を盛り込んだ実施方針を公表する根拠を説明願いたい。

事務局：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条の趣旨に則り実施方針を公表する形となっている。ただし、DBO事業の場合は、あくまでもPFI法に準じて実施しているものであるため公表しない事例もある。

4 (4) その他

【連絡等】

事務局：第3回委員会は6月28日（月）に笠岡市役所第1会議室で実施する予定である。

5 閉会

以上